

# 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

## 病衣、白衣及び寝具等の賃借及び洗濯等業務仕様書

### 1. 共通事項

- (1) 乙が用意すべき病衣、白衣及び寝具類等（以下「寝具等」という。）の予定組数は別表1から別表8のとおりとするが、職員の転入転出や中途採用等により変動があるので病院の実情に応じ、新規の納品が速やかに行えるよう各種寝具等の安定供給体制が確立されていること。
- (2) 委託料には消毒、洗濯、補修、交換、補充等に要するすべての費用が含まれているものとする。
- (3) 汚染等の場合はその都度交換できるものとし、病院業務に支障をきたさないよう常に十分な予備数を指定する場所に用意しておくこと。
- (4) 交換された寝具等は速やかに回収し、消毒、洗濯及び補修を行い、速やかにそれぞれの指定された場所に指定どおりの数量を納品すること。
- (5) 洗濯、補修及び滅菌消毒の回数基準は週3回以上とする。
- (6) 寝具等を洗濯するにあたっては、医療法施行規則第9条の14等に定めるところによるほか、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」（以下「厚生省通知」という。）の別添1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」を満たすものであること。
- (7) 感染の恐れのある寝具等の取扱いにあたっては、厚生省通知の別添2に定める「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外のウイルス感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」による消毒を行うこと。
- (8) 病院内での寝具等の収集・搬送等に要するリネンカート（シーツ入れ、寝衣用、感染症患者用、包布、バスタオル入れ等）その他必要な備品は、受託者で用意すること。
- (9) 病院内での寝具等の回収・搬送・補修業務等のリネン管理に従事する要員（1名以上）を受託者側から派遣すること。
- (10) 納品の不履行などにより基準寝具の不足状態が確認された場合は、契約書第4条（別紙）単価表に記載された組数から不足分を減数した数を使用組数とする。
- (11) 受託者は委託者の要望に、真摯・誠実に対応し、納期など調整事項を厳守すること。
- (12) 台風等を含む災害等において、職員の出勤・業務の安定供給等により、病院事業を継続することに最大限協力すること。
- (13) 新規に業務を落札した業者は、会計年度当初の4月1日に病院が必要とするだけの寝具等を完全に切り替え、納品できること。

## 2. 白衣及びスクラブ

- (1) 白衣及びスクラブの数量及び詳細は別表1、別表2のとおりとする。
- (2) 白衣は吸湿性に富んだ綿35%以上、ポリエステル65%以下の素材を採用すること。
- (3) スクラブ1、2（上下一組）は甲が採用するユニフォームを納品すること。
- (4) 上・下ユニフォームの場合、上・下で数を揃えて納品すること。
- (5) ファスナーは丈夫な金属製にすること。
- (6) 白衣及びスクラブは全てプール制とし、必要枚数を種類別・色別・サイズ別等に仕分け、指定の場所に納品すること。（半袖・長袖を含む）

## 2. 基準寝具

- (1) 基準寝具1組の数量及び詳細は、別表3のとおりとする。
- (2) 受託者は、委託者の病床利用率を100%、在院日数10日、病床回転率36.5で必要数を予想しても構わないが、常に余裕を持った枚数を病棟等に配布しておくこと。

## 3. 病衣

- (1) 病衣の数量及び詳細は、別表4のとおりとする。
- (2) 受託者は、常に余裕を持った枚数を病棟等に配布しておくこと。

## 4. 非基準寝具

- (1) 非基準寝具1、2の1日当たりの数量及び詳細はそれぞれ別表5、6のとおりとする。
- (2) リネン類については病院の指示に従い、清潔かつ綺麗に畳まれた状態で納品すること。

## 5. ベビー肌着、バスタオル、フェイスタオル

- (1) ベビー肌着、バスタオル、フェイスタオルの詳細は別表7のとおりとする。
- (2) 納品は1枚ずつ畳み、10枚単位でまとめ、取り出しやすい状態にすること。

## 6. リネン類

- (1) リネン類の1日当たりの数量及び詳細はそれぞれ別表8のとおりとする。
- (2) リネン類については病院の指示に従い、清潔かつ綺麗に畳まれた状態で納品すること。